

## 熊谷市障害児(者)生活サポート事業の利用について

この事業は、在宅の障害児(者)の福祉の向上と介護者の負担軽減のため、障害児(者)が熊谷市に登録された団体(以下、登録団体という。)の各種サービスを利用した場合に、利用料金を助成します。

### 利用できる方は？

市内に住所がある方で、下記のいずれかの要件を満たし、かつ登録団体の利用が適当であると市長が認められた方

- 1 身体障害者手帳をお持ちの方
- 2 療育手帳をお持ちの方
- 3 知的障害者更生相談所または児童相談所で、知的障害と判定された方
- 4 医師により、発達に障害があると診断された方
- 5 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### 登録団体とは？

社会福祉法人や障害者福祉の増進を目的とした非営利団体です。

### サービス内容は？

下記の内容を、利用者の日常生活に応じ、柔軟に組み合わせて実施します。

#### 1 一時預かり

利用者を、自宅または特別支援学校等に迎えに行き、登録団体の指定の場所で一定時間預かる。

#### 2 派遣による介護サービス

対象者の自宅や外出先にサービス提供者（介護者）が出かけ、一定時間介護にあたる（家事援助サービスを提供することは認められません。）。または、保護者と一緒に介護者が出かけ、介護の補助をする。

#### 3 移送サービス

特別支援学校、福祉作業所等への一時的な送り迎えをする。

#### 4 外出援助サービス

利用者と一緒に外出する。（病院内の付添いの時間は本サービスの対象になりません。）

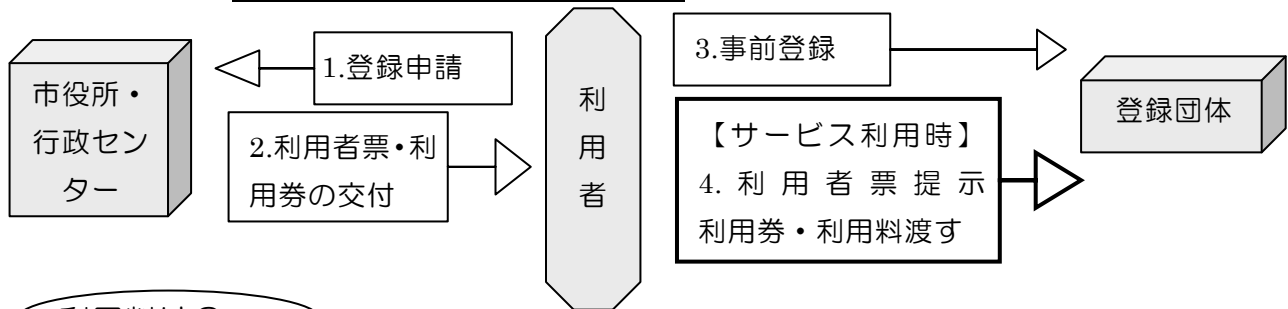
#### 5 宿泊

対象者を宿泊させる。

※ ただし、障害者総合支援法や介護保険制度の対象となるサービスについては、これら法定福祉制度の利用が優先します。（埼玉県障害者福祉課 H14.8.12 付け障福第2303号「障害児(者)生活サポート事業のQ&Aについて（通知）」）

### 利用方法は？

- 1 利用を希望される方は、事前に市に利用者登録をします。
- 2 市に登録した方に、その年度の利用者票と利用券を交付します。
- 3 利用する登録団体にも、事前に利用登録をします。
- 4 登録団体のサービスを利用する時に、利用者票を提示し、利用時間数に応じた自己負担額と利用券を渡してください。（利用者票は自分で保管してください。利用券は再発行いたしません。）



### 利用料は？

30分あたり475円です。

※ 登録団体に対し、市から、利用料の2倍（例：30分あたり950円）の補助金が交付されています。

※ 18歳未満の方は、生計中心者の前年所得に応じ、減額されることがあります。

※ 「一時預かり」の食事費用や、「移送サービス」の自宅までの迎車費用やガソリン代は、実費負担する場合があります。

### 利用時間は？

年間150時間までを助成の対象とします。なお、登録年月により助成対象時間は異なります。

### 熊谷市障害児（者）生活サポート事業Q&A

熊谷市のホームページにQ&Aが掲載されていますので、ご覧ください。

熊谷市ホームページ <http://www.city.kumagaya.lg.jp/>

→「各課のページ」→「障害福祉課」→「お知らせ」

→「熊谷市障害児（者）生活サポート事業Q&A」

### 登録・変更・資格喪失の手続きと、問い合わせの窓口は？

熊谷市福祉部	障害福祉課	048(524)1111	(内線287)
大里行政センター	市民福祉係	0493(39)0311	(代表)
妻沼行政センター	福祉係	048(588)1321	(代表)
江南行政センター	市民福祉係	048(536)1521	(代表)

平成28年4月1日現在

(裏面もご覧ください)